

建築基準法施行令第八十七条第二項及び第四項の規定に基づき、 E 、 V_0 及び風力係数の数値を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

E 、 V_0 及び風力係数を定める件

第一 E を算出する方法

E は、次の式にしたがって算出するものとする。

$$E = E_r^2 G_f$$

この式において、 E_r 及び G_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_r 第一号の基準にしたがって算出した平均風速の鉛直分布を表す係数

G_f 第二号の基準にしたがって算出した構造骨組用ガスト影響係数

一 E_r は、次の式によつて算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割

り増されるおそれのある場合にあつては、その影響を考慮しなければならない。

$$E_r = 1.7 \left(\frac{H'}{Z_G} \right)^\alpha$$

この式において、 H' 、 Z_G 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H' H 又は Z_b のうち大きい方の数値（単位　メートル）

H 建築物の高さと軒の高さとの平均の数値（単位　メートル）

Z_b 、 Z_G 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値

地表面粗度区分		Z_b （単位 メートル）	Z_G （単位 メートル）	α
	都市計画区域外にあつて、極めて平坦で障害物がな いものとして特定行政庁が規則で定める区域	五	二五〇	〇・一〇
	都市計画区域外であつて地表面粗度区分　の区域以 外の区域（建築物の高さが一三メートル以下の場合			

を除く。)又は都市計画区域内にあつて地表面粗度区分の区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が一、五〇〇メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が五〇〇メートル以内の地域(ただし、建築物の高さが一三メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が二〇〇メートルを超え、かつ、建築物の高さが三メートル以下である場合を除く。)		
地表面粗度区分、又は以外の区域	五	五
都市計画区域内にあつて、極めて都市化が著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	四五〇	三五〇
	〇・二〇	〇・一五
	一〇	〇・二七

二 Gf は、地表面粗度区分及びHに依じて次の表に示す数値以上の数値を用いるものとする。ただし、当

該建築物の規模や構造特性及び風圧力の変動特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができる。

第二 基準風速 V_0

V_0 は、次の表に掲げる地方の区分に応じ、当該下欄に掲げる数値とする。

(一)	(二)	数値
	(一)から(九)までに掲げる地方以外の地方	三〇
	北海道のうち	
	札幌市 小樽市 網走市 留萌市 稚内市 江別市 紋別市 名寄市 千歳市 恵庭市 北	
	広島市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡 沙流郡 中川郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡	三三
	天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 網走郡 斜里郡 紋別郡 勇払郡 新冠郡	三二
	静内郡 三石郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 厚岸郡 川上郡	
	岩手県のうち	
	久慈市 九戸郡 二戸郡	

秋田県のうち	秋田市	大館市	本荘市	鹿角市	鹿角郡	北秋田郡
山形県のうち	鶴岡市	酒田市	西田川郡			
茨城県のうち	水戸市	下妻市	ひたちなか市	東茨城郡	西茨城郡	結城郡
埼玉県のうち	埼玉県のうち	大宮市	所沢市	狭山市	上尾市	与野市
東京都のうち	市	蓮田市	幸手市	南埼玉郡		
八王子市	立川市	昭島市	日野市	東村山市	福生市	東大和市
羽村市	あきる野市					
神奈川県のうち	津久井郡					
新潟県のうち	両津市	佐渡郡	岩船郡のうち	粟島浦村		
福井県のうち	敦賀市	小浜市	三方郡	遠敷郡	大飯郡	
山梨県のうち	富士吉田市					
岐阜県のうち	多治見市	関市	美濃市	美濃加茂市	各務原市	可児市
静岡県のうち	静岡市	浜松市	清水市	富士宮市	島田市	磐田市
						焼津市
						掛川市
						藤枝市
						袋井市

湖西市	富士郡	庵原郡	志太郡	榛原郡のうち御前崎町、相良町、榛原町及び吉田町	
小笠郡	磐田郡のうち浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村	浜名郡	引佐郡		
愛知県のうち					
豊橋市	瀬戸市	春日井市	豊川市	豊田市	犬山市
尾張旭市	日進市	愛知郡	丹羽郡		
額田郡	宝飯郡	西加茂郡			
滋賀県のうち					
大津市	草津市	守山市	滋賀郡	栗太郡	伊香郡
高島郡					
京都府					
大阪府のうち					
高槻市	枚方市	八尾市	寝屋川市	大東市	柏原市
東大阪市	四條畷市	交野市	三島郡	南河内郡	
兵庫県のうち					
姫路市	相生市	豊岡市	龍野市	赤穂市	西脇市
加西市	多可郡	飾磨郡	神崎郡		
揖保郡	赤穂郡	宍粟郡	城崎郡	出石郡	美方郡
養父郡	朝来郡	氷上郡	多紀郡		
奈良県のうち					
奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市
御所市	生駒市	香芝市			
添上郡	山辺郡	生駒郡	磯城郡	宇陀郡	高市郡
北葛城郡					
鳥取県のうち					
鳥取市	岩美郡				
島根県のうち					
益田市	隠岐郡	美濃郡			
岡山県のうち					
岡山市	倉敷市	玉野市	笠岡市	備前市	和気郡のうち日生町
邑久郡	児島郡	浅口郡			

	(二)
広島県のうち 広島市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 東広島市 沼隈郡 福岡県のうち 山田市 八女市 豊前市 小郡市 朝倉郡 浮羽郡 三井郡 八女郡 田川郡 築上郡 熊本県のうち 山鹿市 菊池市 鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡 大分県（玖珠郡、日田郡を除く） 宮崎県のうち 西臼杵郡	北海道のうち 函館市 室蘭市 苫小牧市 根室市 登別市 伊達市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 虻田郡 岩内郡 積丹郡 古平郡 余市郡 有珠郡 白老郡 野付郡 標津郡 目梨郡 青森県 岩手県のうち 二戸市 秋田県のうち 能代市 男鹿市 山本郡 南秋田郡 茨城県のうち 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 水海道市 取手市 岩井市 牛久市 つくば市 ち旭村、鉾田町及び大洋村 埼玉県のうち 北葛飾郡 川越市 川口市 浦和市 岩槻市 春日部市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 三郷市 吉川市 千葉県のうち
	三四

市川市 船橋市 松戸市 野田市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 東葛飾郡

東京都のうち

二十三区 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 国分寺市 国立市 田無市 保谷市 狛江市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 神奈川県のうち

横浜市 川崎市 平塚市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡 足柄下郡 愛甲郡

岐阜県のうち

岐阜市 大垣市 羽島市 羽島郡 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡

静岡県のうち

沼津市 熱海市 三島市 富士市 御殿場市 裾野市 田方郡 駿東郡

愛知県のうち

名古屋市 岡崎市 一宮市 半田市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 江南市 尾西市 小牧市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 岩倉市 豊明市 西春日井郡 葉栗郡 中島郡 海部郡 知多郡 幡豆郡 渥美郡

三重県

滋賀県のうち

彦根市 長浜市 近江八幡市 八日市市 野洲郡 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡 愛知郡 犬上郡 坂田郡 東浅井郡

大阪府のうち

大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市

泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 和泉市 箕面市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 豊能郡 泉北郡 泉南郡 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 川辺郡 美囊郡 加東郡 加古郡 津名郡 三原郡 奈良県のうち 五條市 吉野郡 和歌山県 島根県のうち 鹿足郡 広島県のうち 呉市 因島市 大竹市 廿日市市 安芸郡 佐伯郡 豊田郡 山口県 徳島県のうち 三好郡 香川県 愛媛県 福岡県（二）に掲げる市及び郡を除く 佐賀県 長崎県（四）に掲げる市及び郡を除く 熊本県のうち 熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 本渡市 牛深市 宇土市 宇土郡 下益城郡 玉名郡 上益城郡 八代郡 葦北郡 球磨郡 天草郡	
--	--

宮崎県のうち 延岡市 日向市 西都市 児湯郡 東臼杵郡	(四) 北海道のうち 山越郡 桧山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 古宇郡 茨城県のうち 鹿嶋市 鹿島郡のうち神栖町及び波崎町 行方郡 千葉県のうち 千葉市 佐原市 成田市 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 印旛郡 香取郡 神奈川県のうち 横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 三浦郡 静岡県のうち 伊東市 下田市 賀茂郡 徳島県のうち 徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 名西郡 那賀郡のうち那賀川町及 ひ羽ノ浦町 板野郡 阿波郡 麻植郡 美馬郡 高知県のうち 宿毛市 長岡郡 土佐郡 高岡郡 幡多郡 吾川郡 長崎県のうち 福江市 南松浦郡 宮崎県のうち 宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 宮崎郡 南那珂郡 北諸県郡 西 諸県郡 東諸県郡 鹿児島県のうち
	三六

	川内市 鹿屋市 阿久根市 出水市 大口市 国分市 垂水市 鹿兒島郡のうち吉田町及 ひ桜島町 薩摩郡のうち樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、鶴田町、薩摩町及び祁答 院町 出水郡 伊佐郡 始良郡 曾於郡	
(五)	千葉県のうち 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 八日市場市 旭市 勝浦市 市原市 鴨川 市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 海上郡 匝瑳郡 山武郡 長生郡 夷隅郡 安房郡 東京都のうち 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅島三宅村 御蔵島村 徳島県のうち 那賀郡のうち鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村及び木頭村 海部郡 高知県のうち 高知市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 中村市 土佐清水市 香美郡 鹿兒島県のうち 鹿兒島市 串木野市 肝属郡 日置郡	三八
(六)	高知県のうち 室戸市 安芸郡 鹿兒島県のうち 枕崎市 指宿市 加世田市 西之表市 揖宿郡 川辺郡 薩摩郡のうち里村、上甕村、下 甕村及び鹿島村	四〇
(七)	東京都のうち 八丈島八丈町 青ヶ島村 小笠原村 鹿兒島県のうち 熊毛郡のうち中種子町及び南種子町	四二

(ハ) 鹿児島県のうち 熊毛郡のうち上屋久町及び屋久町	四四
(九) 鹿児島県のうち 名瀬市 鹿兒島郡のうち三島村及び十島村 大島郡 沖縄県	四六

第三 風力係数の数値

風力係数は、第四に規定する各図に掲げる形状の建築物又は工作物にあつては、それぞれ当該形状に応じて第四に規定する各表に掲げる数値を用いて次式によつて算出するものとし、その他の形状のものにあつては類似した形状のものの数値に準じて定めるものとする。ただし、特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該数値によることができる。

$$C_f = C_{pe} - C_{pi}$$

この式において、 C_f 、 C_{pe} 及び C_{pi} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_f
風力係数

C_{pe}
閉鎖型及び開放型の建築物の外圧係数にあつて、第四に規定する表一、表二、表三及び表四に掲げる数値（屋外から当該部分を垂直に押す方向を正とする）

Cpi 閉鎖型及び開放型の建築物の内圧係数にあつて、第四に規定する表五に掲げる数値（室内から当該部分を垂直に押す方向を正とする）

ただし、独立上家、ラチス構造物、金網その他の網状の構造物及び煙突その他の円筒形の構造物にあつては、第四に規定する表六から表九に掲げる数値（図中の↓の方向を正とする）を C_f とするものとする。

第四 外圧係数、内圧係数及び風力係数

以下の図表において、 H 、 Z 、 B 、 D 、 kz 、 a 、 h 、 f 、 θ 及び φ はそれぞれ次の数値を、は風向を表すものとする。

H 建築物の高さと軒の高さとの平均（単位 メートル）

Z 当該部分の地盤面からの高さ（単位 メートル）

B 風向に対する見付幅（単位 メートル）

D 風向に対する奥行（単位 メートル）

kz 次に掲げる表により計算した数値

HがZ _b 以下の場合			1.0
HがZ _b を超える場合		ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H} \right)^{2\alpha}$
		ZがZ _b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H} \right)^{2\alpha}$
この表において、Z _b 及びαは、それぞれ次の数値を表すものとする。			
Z _b	第一第一号の表中に規定するZ _b の数値		
α	第一第一号の表中に規定するαの数値		

a BとHの二倍の数値のうちいずれか小さな数値（単位 メートル）

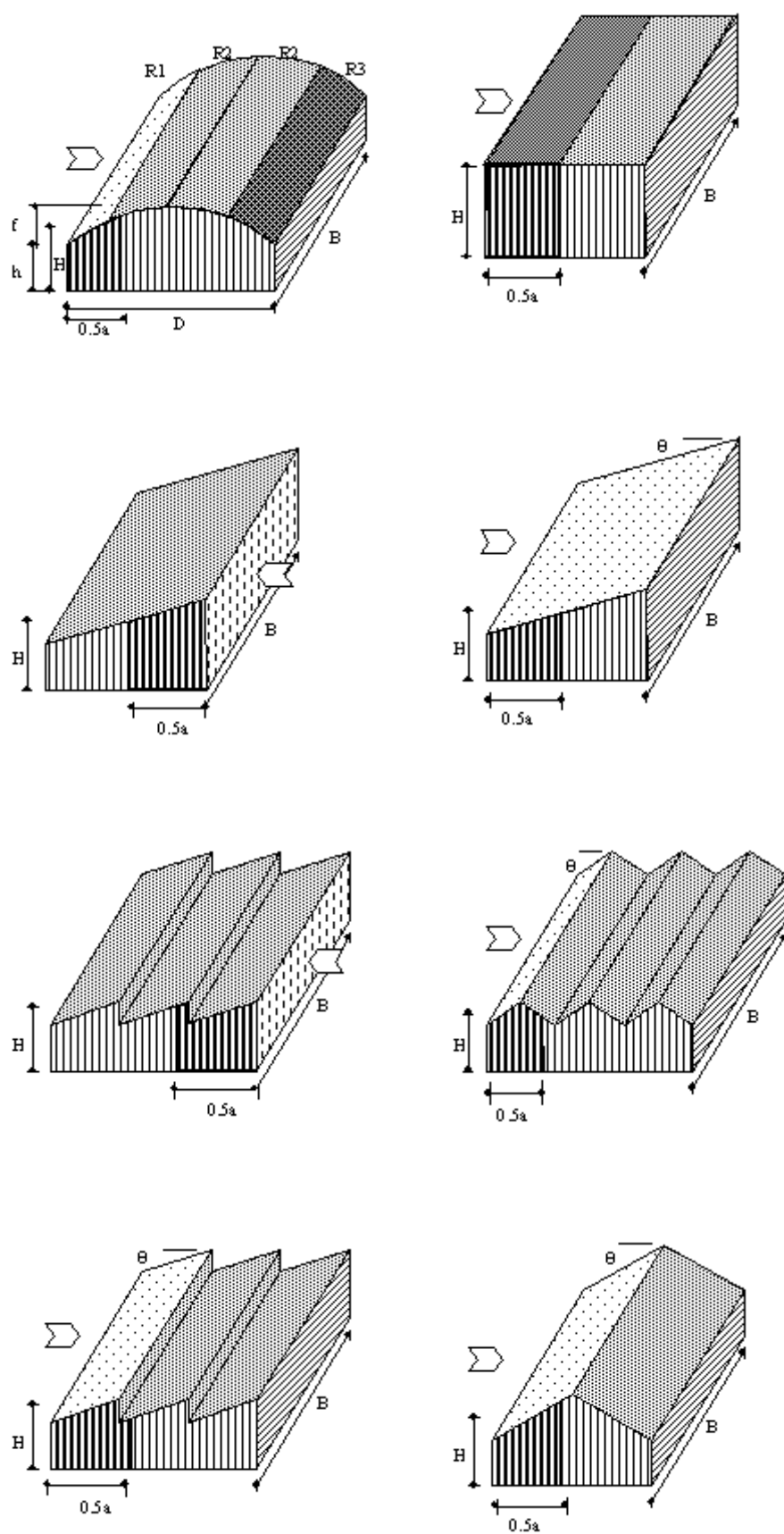
h 建築物の軒の高さ（単位 メートル）

f 建築物の高さと軒の高さとの差（単位 メートル）

θ 屋根面が水平面となす角度（単位 度）

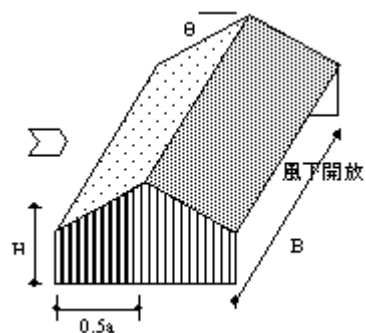
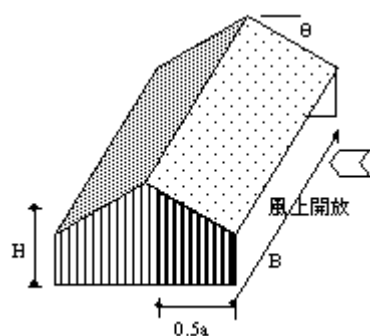
φ 充実率（風を受ける部分の面積に対する見付面積の割合）

図一 閉鎖型の建築物（張り間方向に風を受ける場合。表一より表四までを用いるものとする。）

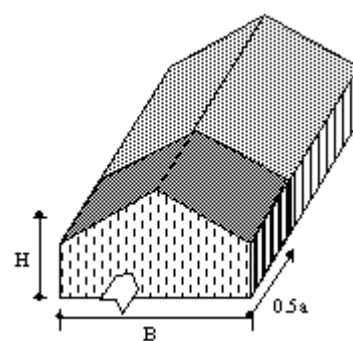


図二 閉鎖型の建築物（桁行方向に風を受ける場合。表一及び表二を用いるものとする。）

表一 壁面の C_{pe}



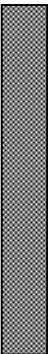
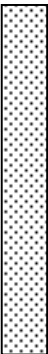
図三 開放型の建築物（表一及び表三を用いるものとする。）



屋根面については、張り間方向に風を受ける陸屋根と同じ扱いとする。

勾配		部位	
正の係数		風上面	
負の係数		風下面	

表三 切妻屋根面、片流れ屋根面及びのこぎり屋根面の C_{pe}

C_{pe}	部位	
マイナス・〇		風上端部より〇・五aの領域
マイナス〇・五		上に掲げる領域以外の領域

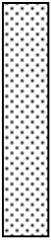
表二 陸屋根面の C_{pe}

C_{pe}	部位		
○・八 kz		風上壁面	
マイナス○・七		風上端部より○・五aの領域	側壁面
マイナス○・四		上に掲げる領域以外の領域	
マイナス○・四		風下壁面	

一〇度以下		マイナス・〇	マイナス〇・五
三〇度	〇・二	マイナス〇・三	
四五度	〇・四	〇	
九〇度	〇・八	〇	

この表に掲げる勾配の数値以外の勾配に応じた C_{pe} は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

表四 円弧屋根面の C_{pe}

部位	r/D				R 1 部	R 2 部	R 3 部
	正の係数	負の係数	r/D が零の場合	r/D が〇・五以下の場合			
〇・〇五	〇・一	〇		マイナス・〇			
〇・〇五未満	〇	〇		マイナス・〇			
							

○・二	○・二	○	○	○	マイナス〇・八	マイナス〇・五
○・三	○・三	○	○・二	マイナス〇・四		
○・五以上	○・六	○	○・六	○		

この表に掲げる h/D 又は t/D の数値以外の h/D 又は t/D に応じた C_{pe} は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。また、図一における円弧屋根面の境界線は、弧の4分点とする。

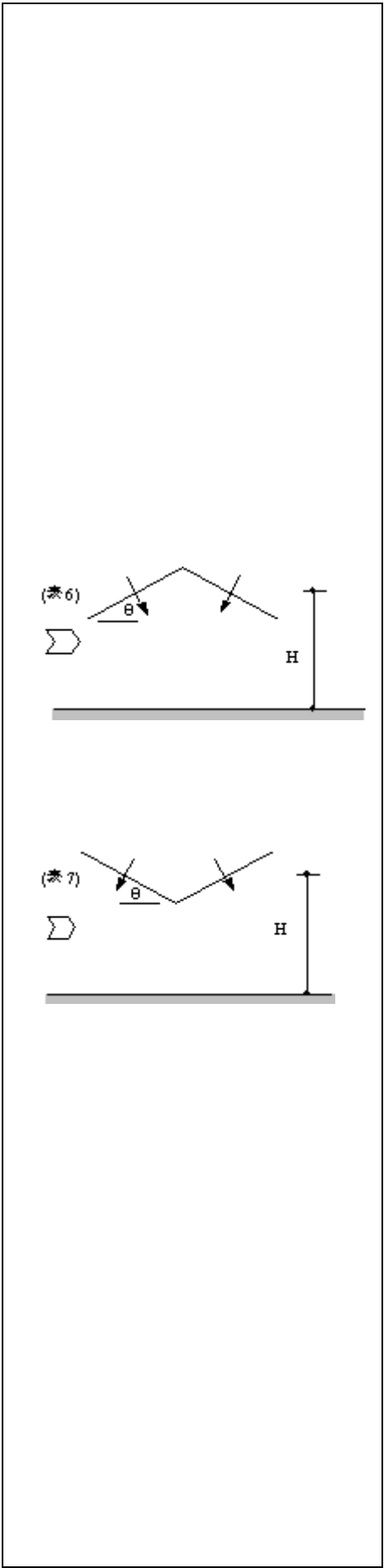
表五 閉鎖型及び開放型の建築物の C_{pi}

形式	閉鎖型		開放型	
C_{pi}	○及びマイナス〇・二	風上開放	風下開放	
		○・六	マイナス〇・四	

図四 独立上家（表六を用いるものとする。）

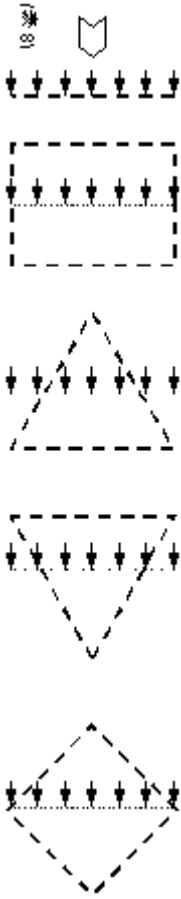
(→)		部位 勾配		
一〇度以下				
〇・六	正	風上屋根	切妻屋根	
マイナス 一・〇	負			
〇・二	正	風下屋根		
マイナス 〇・八	負			
〇・六	正	風上屋根	翼型屋根	
マイナス 一・〇	負			
〇・二	正	風下屋根		
マイナス 〇・八	負			

表六 独立屋根のCf



桁行方向に風を受ける場合にあつては、一〇度以下の場合の数値を用いるものとし、風上からH相当の範囲は風上屋根の数値を、それ以降の範囲は風下屋根の数値を用いるものとする。	(一)	一〇度を 超え、 三〇度未満	(一)と(二)に掲げる数値を直線的に補間した数値							
	(二)	三〇度	〇・九	マイナス 〇・五	〇	マイナス 一・五	〇・四	マイナス 一・二	〇・八	マイナス 〇・三

図五 ラチス構造物（表七を用いるものとする）

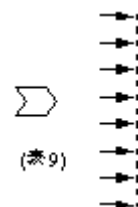


...上図はラチスばり及びラチス柱の断面を表す。
 ...風圧作用面積は、→の作用する方向から見た風上側のラチス構面の投影見付け面積とする。

表七 ラチス構造物の Cf

形鋼				鋼管				種類	充実率
(d)	(c ₁ 、 ₂)	(b)	(a)	(d)	(c ₁ 、 ₂)	(b)	(a)		
四・〇kz	三・二kz	三・六kz	二・〇kz	二・五kz	一・八kz	二・二kz	一・四kz	○・一以下	(一)
(一)と(二)に掲げる数値を直線的に補間した数値								○・一を超え、○・六未満	(二)
二・二kz	一・八kz	二・〇kz	一・六kz	一・七kz	一・四kz	一・五kz	一・四kz	○・六	(三)

図六 金網その他網状の構造物（表八を用いるものとする。）



...上図は、ラチスばりの断面を表すものとする。

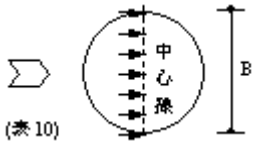
...風圧作用面積は、→の作用する方向から見た風上側のラチス構面の鉛直投影面とする。

表八 金網その他網状の構造物の C_f

C_f

一・四
kz

図七 煙突その他円筒形の構造物（表九を用いるものとする。）



... 上図は、煙突等の断面を表すものとする。

... 風圧作用面積は、→ の作用する方向から見た煙突等の投影面とする。

表九 煙突その他円筒形の構造物の C_f

C_f	幅高さ比	
	一以下の場合	(一)
○・七 kz		
直線的に補間した数値 (一)と(二)に掲げる数値を	一を超え、八未満の場合	(二)
	八以上の場合	(三)
○・九 kz		